

## 総 則

- 1 この分析法は、間接税課税物件及びこれに関連ある物件の試験方法を規定したものである。
- 2 次に掲げるものについては、この分析法以外の試験方法を採用することができる。
  - (1) 使用する試験方法を別途指定した場合
  - (2) この分析法に規定されていない物件又は項目について試験の必要が生じた場合
  - (3) やむを得ない理由でこの分析法が適用できない場合  
この場合においては鑑定書、分析書等にその試験方法の出典及び方法の概要を記載し、特に(3)に掲げる場合に該当するときは、この分析法が適用できない理由を併せて明記するものとする。
- 3 特に必要ある場合は試験を数回繰り返し、その結果の平均値と 95%信頼区間を併記する。
- 4 試料は試験終了後一定期間良好な状態で保存しておかなければならない。
- 5 この分析法で規定していないガスクロマトグラフ分析法、高速液体クロマトグラフ分析法、原子吸光分析法及びその他分析法に関する一般的事項については、それぞれ JIS K 0114 (ガスクロマトグラフィー通則)、JIS K 0124 (高速液体クロマトグラフィー通則)、JIS K 0121 (原子吸光分析通則) 及びその他該当する JIS 分析通則に準じる。